審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　生活衛生課

法令名	狂犬病予防法	法令番号	昭和２５年法律第２４７号
手続名	狂犬病にかかった犬等若しくはその疑いがある犬等の殺害の許可	根拠条項	第１１条

審査基準

法第９条第１項の規定により隔離された犬等は、狂犬病予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

○法第９条第１項

法第８条第１項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があって緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。

○法第８条第１項

狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬の所有者がこれをしなければならない。

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間　１日 標準経由期間　日	目次No.	